

第3回さいたま市障害者政策委員会会議録

日時：令和4年3月14日（月）14:00～16:00

会場：オンライン会議

次 第

1. 開 会
2. 議 題
（1）障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について
3. そ の 他
4. 閉 会

配布資料

- ・ 第3回さいたま市障害者政策委員会 次第
- ・ 第3回さいたま市障害者政策委員会委員名簿
- ・ 資料1 障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査（案）について
- ・ 資料2 次期障害者総合支援計画策定のためのアンケートに関する主な意見
- ・ 資料3 次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査設問一覧（第1案）
- ・ 資料4 障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査設問一覧（令和元年度実施）
- ・ 資料5 令和4年度予算案の概要 ～障害福祉関係予算抜粋版～
- ・ 第3回障害者政策委員会 書面表決意見調書

出席者

委 員・・・相浦委員、赤尾委員、岡田委員、片山委員※、黒澤委員、駒崎委員、小山委員、酒井委員、佐藤委員、佐内委員、庄司委員、高濱委員、遅塚委員、中野委員、藤崎委員、松永委員、山田委員※、横島委員、渡邊委員※
※書面参加

事 務 局・・・障害政策課、障害支援課、健康増進課、こころの健康センター、福祉総務課、障害者更生相談センター、障害者総合支援センター、疾病予防対策課、精神保健課、総合療育センターひまわり学園総務課、育成課

欠席者

星委員

1 開 会

（松永委員長）

それでは、定刻となりましたので、第3回さいたま市障害者政策委員会を開催させていただきます。皆様、本日はお忙しい中、障害者政策委員会にご出席いただきありがとうございます。委員長の松永でございます。本委員会条例第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、今回の委員の出席状況ですが、オンラインでの出席委員が16名、書面での出席委員が3名です

ので、さいたま市障害者政策委員会条例第5条第2項の規定により、委員の過半数がご出席されておりますので、本日の会議は成立いたします。

続きまして、本日の会議でございますが、さいたま市情報公開条例第23条の規定に基づき、原則として一般の方に公開することとなっております。また、会議録及び、会議資料も公開となりますので、各区役所の情報公開コーナーにおいて、公表したいと考えております。

次に、会議の傍聴についてでございますが、先ほど申し上げましたように本日の会議は公開となっております。先ほど確認したところ、傍聴を希望する方3名が会場とオンラインで参加してございます。傍聴を許可することよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

ここで、新たな委員をご紹介します。

前回まで委員をお願いしておりました、さいたま市身体障害者福祉協会の矢口委員に代わりまして、同じく、さいたま市身体障害者福祉協会の佐内美子様、新たに委員としてご参加いただくこととなりました。

お手数ではございますが、佐内委員から一言、自己紹介をお願いしてもよろしいでしょうか。

(佐内委員)

はじめまして。今回から参加させていただくこととなりました、さいたま市身体障害者福祉協会の佐内です。よろしくお願いいたします。

(松永委員長)

ありがとうございました。

それでは、事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

(障害政策課長)

はい、それでは、事前に送付をしております資料の確認をさせていただきたいと存じます。

1点目 第3回さいたま市障害者政策委員会 次第

2点目 第3回さいたま市障害者政策委員会委員名簿

3点目 資料1 障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査(案)について

4点目 資料2 次期障害者総合支援計画策定のためのアンケートに関する主な意見

5点目 資料3 次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査設問一覧(第1案)

6点目 資料4 障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査設問一覧(令和元年度実施)

7点目 資料5 令和4年度予算案の概要 ～障害福祉関係予算抜粋版～

8点目として、書面参加をされる委員の方にご提出いただきます、第3回障害者政策委員会 書面表決意見調書

以上、8点でございます。

皆様、不足等はございませんでしょうか。

なお、会議開催にあたりまして、委員の皆様及び関係各課の職員にお願いがございます。聴覚に障害がある方への配慮といたしまして、手話通訳者の方が通訳しやすいように、ご発言いただく際には、ゆっくりと、そして、大きな声ではっきりとご発言いただきますようお願いいたします。

また、本来ならば聴覚に障害がある方への配慮として、マスクを外してご発言等いただくところでござ

いますが、新型コロナウイルス感染症防止のため、大変申し訳ございませんが、マスクを着用したままでのご発言等をお許しいただきますよう、お願いいたします。

本日は、多くの方にオンラインでご参加いただいておりますので、ご自身が発言をする時以外は、ミュートに設定していただくようお願いいたします。

また、ご発言いただく際は、実際に挙手していただくか、挙手ボタンを押すなどしたうえで、委員長から指名後にご発言ください。その際、どなたが発言されたかわかるように、お名前を仰っていただけますようお願いいたします。事務局からは以上でございます。

2 議 題 (1) 障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査 (案) について

(松永委員長)

はい、ありがとうございました。

それでは議題に入らせていただきます。お手元の次第をご覧ください。

初めに議題(1) 障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査(案)について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、「障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査(案)について」、ご説明させていただきます。

お手元の、資料1「障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について」をご覧ください。第2回政策委員会の繰り返しとなる部分もございますが、順を追ってご説明いたします。

まず、「1 調査の目的」でございますが、このアンケート調査は、保健福祉に関わる障害者の生活状況やサービス等に関する利用状況、及び今後の要望等を把握し、令和6年度からスタートする、次期障害者総合支援計画の策定に向けた基礎資料とすることを目的に実施するものでございます。

続きまして、「2 調査の概要(予定)」でございますが、アンケート調査の実施時期につきましては、令和4年10月頃に対象者に調査票を配布いたしまして、調査期間は1か月程度と考えております。

配布数につきましては、令和元年度の前回調査と同様、全部で6,500部程度を予定しております。

次に、アンケートの配付、及び回収方法でございますが、前回同様、対象者に郵送で配布するほか、病院や当事者団体等へ直接配布させていただきたいと考えておまして、アンケートに同封いたします返信用の封筒をご活用いただき、回収をしたいと考えております。

続きまして、「3 配布・周知方法」の「(1) 点字版等調査票の配付方法」でございますが、視覚障害者には、調査票を郵送配布する際に、点字版調査票を各区支援課、障害政策課に用意していること、及び希望者には電子データを電子メールで送付できることを通知文で案内いたします。また、点字版、音声版の通知文についても同封する予定でございます。

「(2) 窓口対応」についてですが、各区支援課に調査票の見本、閲覧・貸し出し用点字版調査票を配布するほか、調査票内容に関する問い合わせや代筆代読等記入の補助などの支援を行う予定でございます。

続いて、「(3) 周知」については、市報さいたま10月号に実施を掲載するほか、障害者団体や事業所に周知し、協力を呼びかけることといたします。

「4 今後のスケジュール(予定)」については、本日の第3回政策委員会、次年度の5～6月頃に予

定しているワーキンググループ等でご意見をいただきながら、アンケート項目等の具体的な検討方法についての作業を進めてまいります。

なお、ワーキンググループの開催日程等につきましては、委員の皆様全員に、改めてメールや郵送でご案内させていただきたいと考えております。

次年度7月に予定している第4回の障害者政策委員会においてアンケート(案)をお示しさせていただき、皆様のご意見を反映させたいと内容を確認し、10月頃に対象者の方に調査票を配布できればと考えております。

集計結果につきましては、12月頃に回答を単純集計した「集計結果速報概要版」を作成し、第5回の障害者政策委員会でご報告させていただきます。最終的な「結果報告書」は、第6回の障害者政策委員会でご報告させていただく予定でございます。

また、アンケートの実施にあたりましては、市民会議におきましても、ご意見を伺ってまいりたいと考えております。

続きまして、アンケート調査対象等でございますが、資料の2ページ「5 調査対象者等(案)」をご覧ください。

配布数の内訳につきましては、第2回政策委員会においても案をお示しいたしましたが、いただいたご意見をもとに、配布数を再検討いたしました。

まず、ご指摘いただきました調査の母体人数ですが、令和4年1月末時点での手帳所持者数等を再調査し、表の左側に総数を記載しています。

続いて、調査票A～CとFについては、第2回政策委員会でいただいたご意見をもとに抽出割合の均等化を図りました。そのため、令和元年度調査時から配布数が変わっております。

調査票Dは、前回説明いたしましたとおり、精神科入院施設を持つ、市内7病院に依頼しておりますが、令和元年度の前回調査では、150件全てを対象者へ配布することはできず、回答率も他の調査票と比較して低い状況であったため、配布部数を減らしております。

続いて、調査票E、前回までの調査票Fにつきましては、配布数の増加を検討しておりましたが、前回の配布数のとおりに戻しております。

こちらの変更理由につきましては、この後ご説明いたします。

続いて、調査票Gの配布数についてです。こちらにつきましては、第2回政策委員会でのご意見を踏まえ配布数を増加することで検討しております。

続きまして、資料2「次期障害者総合支援計画策定のためのアンケートに関する主な意見」をご覧ください。

第2回政策委員会でいただいたご意見に対する考え方を一覧にしておりますので、順番にご説明いたします。

まず、1の「抽出母体について」ですが、先述のとおり、令和4年1月末時点での手帳所持者数等を調査し、資料1の3の表に記載しています。

続いて、こちらにも繰り返すとなりますが、2、3でご指摘いただきました「抽出割合の偏りについて」は、各障害とも抽出割合を総数の7.5%として均等化を図りました。なお、今後の手帳所持者数の変動によって、配布数を変更する可能性があります。

続いて、4の「年齢別の抽出について」ですが、抽出母体全体から無作為抽出を行う場合であっても、年齢や障害別に抽出を行う場合であっても、抽出した対象者の分布結果は同様になると考えられるため、年齢分布については、前回同様に無作為抽出とします。ただし、障害種別や年齢等によるニーズを把握で

きるように結果集計、分析を行います。

続いて、5「障害種別ごとの抽出について」ですが、こちらも年齢と同様の理由から無作為抽出といたします。

続いて、6「市民会議参加者や団体、委員等への配付について」は、無作為抽出を前提とした調査のため、実施は見送ります。ただし、手帳未取得者が多いと見込まれる発達障害については、例外として団体を通じて配布を行います。

続いて、7「医療的ケア児に対する調査」になります。

本市の現行の福祉システムには、医療的ケアの有無についてのデータがなく、医療的ケア児の抽出が困難です。そのため、新たに医療的ケアに関する調査項目を、関連性の高い調査票A（身体障害）、調査票B（知的障害）、調査票F（難病患者）へ追加することで対応したいと考えております。調査方法等詳細については、ワーキンググループ等で引き続き検討することとします。

また、アンケート調査の集計結果や分析結果については、障害支援課が所管する自立支援協議会子ども部会へお示しし、関連施策について連携して取り組んでまいります。

続いて、8「重複の加味」についてですが、複数の障害者手帳を所持している方へ、複数の調査票を送付することはありません。複数の手帳を所持している方が調査対象者となった場合は、いずれかの障害に関する調査票が届くこととなります。

続いて、9の「発達障害者の調査」についてですが、第2回政策委員会で、新たに、精神保健福祉手帳所持者のうち、ICD-10が「F8 心理的発達の障害」の者を抽出し、調査票を配布する案をお示しておりましたが、「F9 小児期及び青年期に通常発症する他の行動及び情緒の障害」の一部についても該当となるほか、発達障害に伴う二次障害を主たる症状として手帳を取得される方もおり、対象者の特定が困難なことから、調査票B（知的障害）、調査票C（精神障害）へ新たに発達障害に関する設問を設けることで対応したいと考えています。前回の政策委員会で250部とお示ししていた配布予定数について、令和元年度と同数の200部に戻したのはこの理由によります。

10「障害者施設への調査」については、先述のとおり、事業所の増加に伴って、配布部数を増加することを考えております。

続いて、11、12の「高次脳機能障害について」になります。

現行の福祉システムには、高次脳機能障害の有無についてのデータがなく、抽出ができません。高次脳機能障害の方の場合、身体に障害を伴う場合が多いものと想定され、身体障害者手帳を取得した場合、精神保健福祉手帳を申請されないケースが多くあることが見込まれます。身体障害者手帳の障害区分から、高次脳機能障害者を抽出する場合、障害内容から「脳梗塞」、「クモ膜下出血」等で絞り込むことが想定されますが、障害内容に具体的なそれらの記載がない場合は抽出から漏れてしまう、または高次脳機能障害に該当しない方に対して、高次脳機能障害の調査票が届いてしまうことが想定されます。

また、精神障害者保健福祉手帳では、高次脳機能障害者はICD-10の中分類である「F0 症状性を含む器質性精神障害」に含まれる、小分類「F06 脳の損傷及び機能不全並びに身体疾患によるその他の精神障害」及び、「F07 脳の疾患、損傷及び機能不全による人格及び行動の障害」が該当します。

しかし、福祉システムでは小分類についての情報がないため、抽出することができません。

団体や更生相談センターで把握している当事者への配付についても検討いたしました。直接依頼するには対象となる人数がアンケート全体から見て少数でした。

以上のことから、前回調査同様に全ての調査票に高次脳機能障害に関する設問を設けることで対応いたします。

13, 14の「アンケート回答時の合理的配慮について」は、資料1の3で説明いたしましたとおり、点字版、音声版の調査票を用意し、視覚障害者の情報保障に努めるほか、調査開始にあたり、各区役所支援課窓口へ代読代筆支援の協力を依頼することで対応したいと考えております。

その他、生活のしづらさ調査で示される合理的配慮がありましたら参考としたいと考えております。続きまして、「資料3, 4 アンケート調査設問一覧」について説明いたします。

資料3が、先ほど説明いたしました設問の追加を反映した次期アンケート調査の設問一覧案になります。また、資料4が、令和元年度に実施をいたしましたアンケート調査の設問一覧となっております。こちらは、資料3との比較のため、後ほどご覧ください。

それでは、設問を追加した点について、説明いたします。資料3 1ページ目をご覧ください。先ほどご説明いたしましたとおり、医療的ケア児の抽出は困難であるため、新たに調査票A, B, Fに、医療的ケアの有無についての質問を追加する予定でおります。

また、同様に発達障害者の抽出についても困難であるため、4ページ「発達の状況」に関する設問を新たに調査票B, Cに追加を予定しております。

これらの設問の詳細につきましては、次年度の5～6月頃に予定しているワーキンググループ等でご意見をいただきながら、アンケート項目等の具体的な検討方法についての作業を進めてまいります。

なお、本日書面参加をされております、渡邊委員からご意見をいただいておりますので紹介いたします。資料の1の5、調査対象者の一覧をご覧ください。

調査票D 精神科病院入院患者の方へ100部配布しておりますが、入院患者は慢性の精神症状により長期に入院されている方も多くいることから、調査票のCとDを統合し、アンケートの冒頭で入院の有無についての設問を設けてはどうかのご意見をいただいております。

「障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について」の説明は以上となります。

(松永委員長)

はい、ありがとうございました。ただ今の説明に関しまして、何かございますか。

はい、藤崎委員お願いします。

(藤崎委員)

調査の周知についてお尋ねいたします。視覚障害者向けに音声版、点字版、電子データがあるとお話しされていましたが、資料1の中には音声版と点字版の記載しかありませんので、調査票配布の際は電子データもあるということをお尋ねしたいと思っております。

もう1点音声版についてなのですが、これはどんな媒体のものになるのでしょうか。例えばダイジー版とかに質問項目が録音されたものを、視覚障害者が聴きながら回答を紙などに書くという方法でしょうか。その点についてお尋ねいたします。

(松永委員長)

はい、ありがとうございました。

それでは事務局お願いします。

(事務局)

まず1点目の点字版、音声版の通知の際に電子データの媒体もあるということを追加してほしいというご意見でしたが、そちらにつきましてはご意見を受けまして検討させていただければと思います。

また今後、ワーキング等で検討をしていければと考えておりますので、ご意見を頂戴できればと思います。

2点目の音声版の媒体につきましては、前回調査時にはデジ版で作成いたしまして、そちらを聞きながら紙資料に記載、回答をいただくこととなっております。

(藤崎委員)

もう1つ伺いたいのですが、音声版を聞きながら紙に回答を書くというのは、調査票そのものを書くのか、白紙の用紙に書くのか、その辺によって違うと思います。あと、合理的配慮の中で音声を聞きながら、出来れば、電話対応等で補助を頂けたらありがたいなと思います。以上です。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。

事務局お願いいたします。

(事務局)

回答につきましては、基本的に調査票に記載いただく形を検討しております。ご自身でご記入が難しい場合につきましては、区役所での代読代筆支援を周知いたしまして、対応させていただければと考えております。

また、ご意見をいただきました電話等での対応につきましては、今後、事務局で検討させていただきまして、対応については改めてご案内させていただきたいと考えています。

(松永委員長)

ありがとうございました。藤崎委員よろしいでしょうか。

(藤崎委員)

ありがとうございます。

(松永委員長)

では、先に手が挙がっていた横島委員お願いいたします。

(横島委員)

横島です。前回の会議でも意見を出させていただいて、重複しているかもしれませんが、郵送で調査票を送る時には、年齢ごとの抽出はしないというご説明でした。身体障害という大きな母体の中で抽出するというお話でしたけれども、聴覚障害者の実態を申し上げますと、通知されたものを読んで、それに書いて答えることに困難を伴う方も多くいらっしゃいます。ですので、せっかく送られたアンケートが活かされないままになってしまうことを懸念しています。当然集められたものの集計はなさると思うのですが、送ったけれども回収ができないというものが、聴覚障害の場合には、特に70代以上の方に対して起こるのではないかと懸念しております。

もう1点は、聴覚障害と視覚障害を合わせて持っている盲ろう者の方もおられます。見えない、聴こえない方に対するアンケートの回収も非常に難しいのではないかと想像されますが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

(松永委員長)

では事務局お願いいたします。

(事務局)

1点目にご指摘いただきました年齢、特に高齢の聴覚障害者の回答率が上がらないのではないかとという点についてですが、調査票をお送りする際に、回答が得やすいと想定される70歳以下の方に重点的に送付したほうが良いのではないかとのご意見かと受け止めたところなのですが、無作為の抽出、特に年齢による偏りですとかを作為的に抽出することになってしまうのではないかと考えております。抽出については無作為で行いまして、回答に補助が必要な場合は、区役所支援課で補助の対応をしまして、なるべく広い年齢層の方、幅広い障害からご意見を伺いたいと考えております。

また、盲ろう者の方につきましては、今すぐに回答できるものがないので、引き続き検討させていただければと思います。

(松永委員長)

横島委員よろしいでしょうか。

(横島委員)

私たち聴覚障害者協会の会員の方々の範囲であれば、アンケートが届きますということについて、会員に周知をして協力することもできますが、それ以外の方に届けられないのが残念ですが、承知いたしました。

(松永委員長)

では、3番目に手を挙げておられました中野委員お願いいたします。

(中野委員)

NPO 障害難病団体協議会の中野です。

アンケートの対象件数についてですが、抽出するかどうか、今回すべてのアンケートについて検討されるのであれば、障害別ではなくて、全てのアンケートにすべての障害を記載する形というのは考えられますか。といいますのも、障害を持っている方で単体で障害を抱えている方は少ないと思います。知的障害を持つ方でも発達障害を合わせ持つ方もいるし、精神障害がある方でもベースが発達障害という方もいます。知的、精神だけでなく身体、盲、ろうすべてに発達障害を持つ方はいますし、知的障害も身体、盲、ろうを合わせ持つ方もいます。難病の方でも、病気の進行によって身体や鬱になられたり、意欲の衰えがある方もいらっしゃいます。アンケートは実態に即したものでないと意味がないので、この際、障害名はすべてのアンケートに記載し、記入者が該当の者に○をつけるのが良いのではないかという意見が出ております。アンケートの中身そのものを検討し、アンケートにすべての障害名を挙げておいて、記入者が該当の者に○をつけるのであれば、より実態を把握しやすいと思われそうですがいかがでしょうか。

(事務局)

中野委員ありがとうございました。今いただきましたご意見を踏まえまして、引き続き検討させていただければと思います。調査票の設問について、資料の3・4で概要をまとめておりますが、各調査票の質問項目が50～60程度ございます。今いただきましたご意見のように、広くご意見を聴取できればベストかと考えておりますが、調査項目が増えることによって回答率が低下することも懸念されるかと思えます。こちらにつきましては、引き続き委員の皆様からのご意見を踏まえながら実態の収集、回答率の向上の2点をうまくバランスを取りながら実施できるように、検討してまいりたいと思います。

(松永委員長)

つまりは、今後皆様と検討させていただきたいということですね。

中野委員よろしいでしょうか。

では、4人目の庄司委員お願いいたします。

(庄司委員)

埼玉県障害者雇用総合サポートセンターの庄司です。

資料3の2ページの日中活動について、今の中野委員のご意見がそのまま採用されれば、関係なくなるのですが、真ん中あたりに発達障害の「手帳を利用して働いているか」、その下に「手帳を利用して働いていない理由」という項目があります。これは調査票Eの発達障害にだけありますが、身体、知的、精神の方でも障害を開示している、していないで就職率がだいぶ違ってくると思います。合理的配慮も受けやすいので、手帳の利用の有無というのはとても大事な設問かと思いますので、それぞれの調査票にこの設問を入れてはどうかということが1点。

もう1つ、表現の仕方なのですが、「手帳を利用して働いているか」だと少し違和感がありますので、「障害を開示して働いているか」に変えるべきではないかと思います。以上です。

(松永委員長)

貴重なご意見ありがとうございます。

では事務局お願いいたします。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。

調査票につきましては、今回資料が多くなってしまうので、前回調査の調査票は付けておりませんが、いただきましたご意見は調査票のEだけでなく他の調査票にも設問の追加をというご意見だと承りました。こちらにつきましてもワーキンググループ等で細かい設問の内容について検討を進めてまいりますので、その際に改めてご意見を頂戴できればと考えております。

(松永委員長)

では、遅塚委員お願いいたします。

(遅塚委員)

ありがとうございます。遅塚です。

まず、前回いろいろと発言させていただいたことを細かい話も合ったのですが、ご対応いただきましてありがとうございました。

確認が1点と、意見が1点あります。

確認は、前回アンケートを取るのと別に区役所に調査票を置いておいて、アンケートに答えたい方は答えられるようになっていたと思うのですが、今回もそうなると思うのですが資料1には特に記載がないので、前回と同じになるのか確認です。

もう1つは障害者手帳を持っている方の割合ということで統一していただいて、これはこれでよいと

思うのですが、将来に向けてになります。例えば身体障害者の方と精神障害者の方は特に母数が多くなって、知的障害の方は母数が小さくなっています。国の統計などを見ても知的障害の手帳所持者数は少ないのですが、障害福祉サービスは他の障害の倍くらいの人数が利用している実態があって、手帳所持者とサービス利用者は乖離しているということがあります。

どのくらいの割合で、どうやって対象を取るかということは、このアンケート自体の目的によってやり方は変わってくるので、すぐには難しいと思うのですが、また次の抽出にあたって、どこかで継続的に検討したほうがいいのかと思います。以上です。

(松永委員長)

ありがとうございます。事務局お願いいたします。

(事務局)

1点目ご指摘いただきました、調査票回答希望者についてですが、こちらの資料には記載していませんが、前回調査の際も調査票が手元に届かないけれども調査に回答したいという方に対しては、区役所窓口で調査票を配布しておりました。ただし、配布予定の6,500部の集計結果とは別にしており、別途ご意見を受け止めさせていただいております。調査票には反映されませんので、ご承知おきください。

(松永委員長)

ありがとうございます。

では酒井委員お願いいたします。

(酒井委員)

酒井です。資料1の調査対象者についてです。前回私はお休みしてしまったので、前回の委員会の結果があつたのこともかもしれませんが、この表を見た時に精神科病院の入院患者への調査対象者数が減っていることについて、先ほどの説明で前回調査の回答率が低かったことが減っている理由ということなのですが、それだけの理由で減らしていいものか疑問を感じます。精神科病院の長期入院というのは大きな課題だと考えておりますので、回答数が少ないということで調査票を減らしてしまうことがますます実態の声を遠ざけてしまうことになるという危惧があります。回収数が少ないということでしたら、回収数を上げるような工夫ができないかという様に思います。

(事務局)

精神科病院の入院患者への配布数を今回減らしたところについて、再度の説明となりますが、まず1点が先ほど説明いたしましたとおり、回収率がほかの調査票に比べて低いこと。それと前回の政策委員会での説明になりますので、酒井委員には説明不足となってしまったかと思いますが、市内の入院施設を持つ7病院に配布をしましたところ、150部全てを配布できなかったという現状もありまして、前回配布した数を踏まえて、少し部数を減らす方向で検討したところです。

ただ、今いただきましたご意見に重要な部分が多々あったかと思しますので、配布数につきましても引き続き検討させていただければと考えております。

(松永委員長)

ありがとうございます。

まだまだ質問の手が挙がっておりまして、黒澤委員、高濱委員、相浦委員ですね。黒澤委員からお願いいたします。

(黒澤委員)

手をつなぐ育成会の黒澤です。

このアンケートの言葉が少し固いなと毎回思っておりまして、私が災害について書くときに思ったのですが、災害時に希望する支援といわれましても、具体的に思いつく方はそうそういないと思うんですね。ですので、こういった時は、災害が起きた時に心配なこととか、食料品だったり、避難場所の確保だったり項目はたくさん出てくると思うのですが、言葉を少し考えていただいたほうがいいのかなと思います。書く方としても、固い言葉に反応するって難しい時もあるので、ぜひご検討いただければと思います。

もう1つですが、これから項目をいろいろと考えていただけるようであれば、今後の生活のところ、調査票A～Cの今後の生活のところは空欄となっていますよね。最近、今後の生活を考えさせられることが多くて、グループホームを希望しますとか、希望は皆さんあるんですが、結構自宅で過ごしたいとか、今の状態を何とか維持していける方法はないとか、いろいろ今後の生活について検討していたり、悩んでいたりがとても多くて、それを聞くことが5年後10年後の福祉の形を作っていくことになるのかと思っています。親、ご本人の今後の課題になると思うので、今後の生活で希望することとか、心配していることとかの設問を設けていただけないでしょうかと思います。

もう少し日常で使っている言葉に寄り添っていただけないかなと思いました。以上です。

(松永委員長)

ありがとうございました。では事務局お願いいたします。

(事務局)

今いただきました1点目、難しい表現の修正についてですが、こちらについては行政的な表現、難しい表現については、回答される方にわかりやすい表現を目指してまいりたいと思います。

2点目の今後の生活に件についてですが、調査項目数が増えてしまうことと、回答率のバランスを考えて、今後設問を追加するのかどうかということも含めて検討させていただければと思います。

(松永委員長)

高濱委員お願いいたします。

(高濱委員)

花まるグループの高濱です。

黒澤委員の優しい表現に変えるという意見には大賛成です。ぜひお願いいたします。

例えばアンケートをスマホでLINE とほぼ同じ仕組みを使うというのはどうでしょうか。ある会社がお稽古事協会でも断トツの UX、使い勝手の良さというか、ものすごくわかりやすく、誰でも使える形で、反応が良く、無駄なものがない形で作ってくれています。

うちも4月から取り入れることとしたのですが、社長に政策委員会の状況を話して、作ってくれませんかと話したところ、作りますと、社会貢献でやってくれるくらいの話でした。さいたま市モデルでアンケートも細やかに行き渡るし、書かない人はそれでもいるでしょうが、回収は簡単で、一瞬で、紙で送って、回収するという手間もなく、あとはキーワードを記録できるので、困りがちな人も全部わかるし、音声読み上げもできるはずなんですよ。しかも、災害時には「水」と入れれば水に困っている人がわかるといった形ですごく便利になると思うので、その方向性を急には無理だと思いますが、ぜひ考えてほしいというのは要望としてあります。せっかく技術を持った人が市内にいるというので、ぜひ考えてほしいと思います。以上です。

(松永委員長)

ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

(事務局)

回収等につきましても、今後 DX の推進で、オンラインでの回答ですとか、デジタル媒体を使っての回答などを考えていきたいと思います。今後検討は進めていきたいと考えておるのですが、回答の重複の可能性があったりですとか、情報漏洩の危険もありますので、そちらも含めまして、長期的なスパンでご意

見をいただきながら、将来的に紙とオンラインどちらの媒体でも回答出来るですとか、回答しやすい方法で回答いただいて回収率を上げるような方法を模索していきたいと思います。

(松永委員長)

ありがとうございます。

では相浦委員お願いいたします。

(相浦委員)

まずは第2回委員会の意見を取り入れていただいてありがとうございます。そのうえで、1点意見と、1点質問をさせていただきます。

1点目の意見としましては、先ほど遅塚委員や酒井委員のお話と関連しますが、今回、総数に等しい割合をかけて抽出するというのは、1つの方法で平等かなと思います。ですので、今回の調査の回収率まで追っていただきまして、同じ割合で調査を行った場合の回収率というのが、障害種別ごとにいろいろな傾向が出てくるのではないかと思います。知的障害の方は回答がなかなかやりづらいというのがありますので、場合によっては、調査票Bは回収率が非常に低く出るかもしれない。そのような観点から今後の委員会でもそういった視点での協議をいただいて、次回以降になるべくいろいろな種別の方の声を計画に反映できるような調査となるように、同じ割合で行う年だからこそ、次回以降に生かしてほしいと思います。

2点目ですが、障害のある方の数、事業所の数も年々増えてきていると思います。調査票の総数については、6,500部のそもそもの根拠、今後総数が増えていくのかということについて伺います。以上です。

(事務局)

特に発達障害、精神障害、事業所が増えてきているため、総数を増やしてはどうかという意見だと受け止めました。総数の根拠については、すぐに回答ができないため、改めてお示しいたします。

今後の総数の増加については、ご意見を受け止めさせていただきます。調査方法の変更など同じく、長期的な課題としてご意見をいただければと思います。

【補足】

無作為抽出によって、3手帳所持者及び指定難病患者の全体の概ね10%を調査対象と考えておりますので、対象を6,500件としています。

(松永委員長)

ありがとうございます。皆様から様々なご意見をいただきました。他にご意見のある方がいらっしゃいましたらお願いいたします。

駒崎委員お願いいたします。

(駒崎委員)

高次脳機能障害さいたま これからの道の駒崎です。

高次脳機能障害はわかりにくいので、アンケートの枠を広げてほしいという提案をしたと思いますけども、アンケートを取りにくいということがわかりました。ご丁寧な説明ありがとうございます。

活動を始めてまだ数年なのですが、高次脳機能障害ではないかという多くの方と話をする機会を増やして、改めて高次脳機能障害の不便さや希望を出していければと考えております。

それからアンケートの中に、グループホームを利用したい地域とありますが、多くの方は今住んでいる自宅の近くを希望するかと思いますが、圧倒的にグループホームの数が少ないように感じます。グループホームの建物が建っても、専門職の方がどれくらい集まっていたりするのかという不安があります。障害のある方の保護者の方も高齢化が進んでいまして、一刻も早く安心して生活できるグループホームの利用を希望している方が多いように思います。予算の兼ね合いもあると思いますが、民間のグループホームも多いですけれども、監視の目というか指導をしっかりといただければと思います。グループホームをどれくらい増やしていくのか聞かせていただきたいと思います。

(松永委員長)

ご意見とご質問を頂戴いたしました。次のアンケートと予算に関連するかと思います。

事務局いかがでしょうか。

(事務局)

国の補助金を活用した整備と現状についてご説明いたします。

この後、予算の概要でも少し触れるところがありますが、この場でまずお答えいたします。

国の補助金を使って、民間の整備を促進しているところでございます。市の計画といたしましては、定員を年間110人ずつ増やしていくということで、令和5年度で言いますと、1,120人の市内での定員を目指して、民間での整備を進めていくのはもちろん、医療的ケアを必要とする方であったり、強度行動障害の支援を必要とする方への整備を推進していく中で国の補助金を活用した整備を進めているところでございます。

今年の2月時点での状況を申し上げますと、目標としていました900人に対して、現状1,020人

分のグループホームが整備されています。

想定以上に整備が進んでいる状況ですが、まだまだ受け入れをご希望されている方もいらっしゃいますので、引き続きご利用者様のニーズなども把握しながら整備を促進してまいりたいと思います。

(松永委員長)

グループホームの整備の現状についてご説明いただきました。

では、続いて赤尾委員お願いいたします。

(赤尾委員)

浦和特別支援学校PTA会長の赤尾です。

帳票の3ページの、精神科等の受診状況の設問を、知的障害者の調査票Bにも入れていただければと思います。幼少期は療育センターさくら草などで診てもらえたりするのですが、学校へ通う児童生徒が療育機関や精神科にかかるというのがさいたま市ではなかなかなくて、都内に通っていたりという場合が多いです。受診状況についての設問も入っているとその実態が判断できるのではないかと思います。

先ほど中野委員がおっしゃった意見がとてもよかったですので、○をつけて答えられるところには答えられるようにしていただけると、困りごとを把握できるのではないかと思います。

(事務局)

今いただきました精神科等の受診に関する項目を知的障害ですとか、発達障害の調査票にも加えてほしいというご意見でした。逆に発達障害に関する項目を調査票BやCに入れることも考えておりますので、関係性の高い調査票で関係する項目を増やしたりですとか、中野委員からもいただいたように、全障害で共通の項目を作るということを含めまして、今後検討させていただきます。

(松永委員長)

アンケート調査の案について、他にご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では先に進めたいと思います。その他といたしまして、令和4年度予算案の概要について事務局から説明をお願いします。

書面参加委員からの意見

(片山委員)

主に精神科病院入院患者について

・「収入の種類」は年金等もありますので、加筆してもよいのではないかと。過去に厚生労働省でも、入院患者と施設利用者と自立支援医療利用者のみの三者で収入の種類を比較していた。

- ・「相談相手」「相談できない理由」は、入院患者でも相談相手の有無や理由は聞くことができるのではないかな。
- ・「平日日中（入院中）の過ごし方」「日中活動の場（入院先）についての困難や不満」は、外出や作業療法などがあるので聞くことができるのではないかな。
- ・「外出時の移動手段」「外出時の困難」は、退院に関する支援などがあるかもしれないので、質問できるのではないかな。
- ・【情報】【障害者への理解】【災害時の対応】なども 3.11 などがありましたので質問できると思う。
- ・【要望その他】についても、質問は可能ではないかと思いました。

精神障害者の項目について

- ・【社会参加】「福祉タクシー利用券の利用枚数」精神障害者も手帳 1 級は福祉タクシー利用ができるのであるので質問に入れても良いのではないかな。

全体の項目について

- ・【日中活動】に「日中活動の場の良さ」について、困難・不満ばかりなので質問しても良いかと思う。

（渡邊委員）

- ・今回、障害者間でのアンケート数の割合を統一したことは評価したい。
- ・現在精神科病院に長期入院中の患者は、重度慢性の方が多く、アンケートといっても十分に答えられない方が多いと考えている。今後の検討課題になると思うが、精神障害者を入院例と入院外に分けることは、アンケートの対象設定としては、あまり意味をなさなくなるのではと考える。検査項目として入院中かどうかということを加えるだけでよいのではないかな。

（山田委員）

年齢別の抽出について

- ・前回同様、無作為抽出で良いと思うが、障害種別や年齢等を考慮した結果の集計や分析を実施することで、よりニーズが明確になると思う。

希望者の回答について

- ・無作為抽出で対象にならなかった方でも、希望があれば回答の機会があるということはとても良いと思う。

複数の障害者手帳を所持していることへの対応

- ・抽出方法が困難であるかと思うが、引き続き検討してもらいたい。

知的障害者、精神障害者への発達障害に関する設問について

- ・今回、新たに発達障害に関する設問が設けられたことはとても良いことだと思う。特に発達障害については、その理解において困難なことが多く、今後の大きな課題であろうと思う。

2 その他（１）令和４年度予算案の概要について

（事務局）

それでは、その他の（１）「令和４年度予算案の概要について」ご説明させていただきます。

お手元の、資料５「令和４年度予算案の概要～障害福祉関係予算抜粋版～」をご覧ください。

本市の令和４年予算案の概要について、簡単にご説明させていただきます。

資料を１枚めくっていただきまして、１ページ目をご覧ください。

予算の全体像でございますが、「２．予算規模」にございますとおり、「一般会計」の総額が、約６，３７３億円、国民健康保険や介護保険などの「特別会計」が、約３，２３７億円、上下水道や病院などの「企業会計」が、約１，３０５億円で、「全会計」の総額は、約１兆９１６億円となっており、前年度と比べて、３５９億円の増額、３．４％増となっております。

２ページをご覧ください。令和４年度当初予算編成につきましては、「１ 新型コロナウイルス感染症と自然災害への対策の強化」、「２ ポストコロナを見据えたさいたま市らしさの深化」、次のページに行きまして「３ 誰一人取り残さない包括的な支援の充実」、「４ 市役所DXの推進と公民学共創」の４つの柱を設定し、事業を推進していくこととしております。

続きまして、４ページから１１ページは、一般会計の歳入及び歳出の主な内訳となっておりますので、後程ご覧いただきたいと存じます。

続きまして、１２ページ、「保健福祉局 令和４年度 局運営方針（案）」をご覧ください。

本市では、各局や区役所ごとに、その年度の運営方針を定めております。

本日は、保健福祉局の局運営方針のうち、障害福祉分野に関連する部分について、ご説明させていただきます。

それでは、資料の１５ページの「（６）障害者支援対策」をご覧ください。

こちらには、障害の有無にかかわらず、誰もが自らの主体性を持って安心して生活を送ることができる環境の整備に向けて、障害のある方に対する理解促進、差別の解消や虐待の防止、地域社会における様々な活動の促進、障害のある方一人ひとりのニーズに合わせた相談支援体制の強化、地域共生社会の実現に向けた地域ネットワークの構築、特に、精神障害者を支える地域包括ケアシステムを構築するため、各支援機関の専門職が連携し、訪問支援であるアウトリーチの実施を掲げております。

また、１６ページ下段になりますが、ノーマライゼーションの理念に基づく就労支援及び発達障害者支援に関わる環境を整備し、社会資源を開拓していく必要性等について、掲げさせていただいております。

続きまして、１８ページ「２．基本方針・区分別主要事業」をご覧ください。こちらには、保健福祉局の主要事業といたしまして、局の担う分野を９つの主要な柱に分け、取組を進めていくこととしております。特に、１８ページから１９ページにかけて、「（１）新型コロナウイルス感染症対策を推進します。」と掲げ、新型コロナウイルス感染症の対策に取り組むとともに、いわゆるウィズコロナ、アフターコロナを見据えた、各事業を推進していくこととしております。

それでは、ページが少し飛びまして、資料の２３ページ、「（６）ノーマライゼーションの理念に基づく環境を整備します。」をご覧ください。こちらでは、「総合振興計画」などの市の計画に基づきまして、ノーマライゼーション条例及びその理念の普及啓発のための各種啓発イベントの開催や、障害者が自ら選択した地域で安心して生活していくためにグループホームの整備を促進すること、及び障害者の相談支援体制の強化を図るため、基幹相談支援センターの整備等を実施することとしております。

この主要事業のうち、拡大事業といたしまして、一番上の、「４２ ノーマライゼーション普及啓発事

業」につきましては、啓発の動画を作成し、SNS等による啓発を新たに推進することとしています。

また、「47 重度障害者の就労支援事業」につきましては、対象者を同行援護を利用する視覚障害者に拡大し、推進することとしております。

続きまして、資料の27ページ以降となりますが、福祉部で実施する障害福祉関係事業の内容と、予算を掲載しておりますので、後程、ご覧いただきたいと存じます。

大変簡単ではございますが、説明は以上でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

(松永委員長)

ありがとうございました。ただ今のご説明について、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。遅塚委員どうぞ。

(遅塚委員)

大きい話だけ聞きます。2つ教えてください。

1つ目は予算の2ページでポストコロナ、上から6番目の大和田地区における社会福祉施設等を含む複合型小学校の整備が拡大事業であります。社会福祉施設には障害福祉施設が入っているのかどうか教えていただきたいというのが1つ目です。

2つ目は23ページのグループホームの整備費が減っているのは年によってでっぱり引っ込みがあるのは理解しているのですが、1番下の障害者総合支援センター障害者支援事業が半分以下に減っているのですが、何が減っているのか教えていただければと思います。以上2点です。

(松永委員長)

では事務局回答をお願いします。

(事務局)

まず2ページの大和田地区における社会福祉施設等を含む複合型小学校の整備、こちらにつきましては会場にいる事務局で把握ができていないものですから、改めて詳細を確認させていただきたいと思えます。

続きまして、23ページの件につきましては、障害者総合支援センターからお答えいたします。

資料23ページの昨年度と比べて予算が大幅に減っているというところですが、大部分が就労支援に関わる人件費でして、職員課に予算替えされておりますので、規模としては昨年度と同等程度となります。

【会議後の所管課回答】

(学校施設課)

当該施設には保育所及び放課後児童クラブが整備される予定であり、障害関係施設は含みません。

(松永委員長)

続きまして藤崎委員どうぞ。

(藤崎委員)

視覚障害者の同行援護サービスについてなんですけれども、視覚障害者のガイドヘルパーの派遣事業になりますが、その事業についての養成の研修会の事業、予算が含まれていないように思うのですが、県の事業で行っていますので、市で行えないという事業は伺っているんですけれども、聴覚障害者の手話通訳者の養成事業と同様に、視覚障害者にとっては欠かせない事業ですので、市としてどこかの予算でもいいので、事業に組み込んでいただければと思います。

あわせて、地域生活支援事業になっております、意思疎通支援事業の代読代筆支援についても必須の事業です。こちらのサービスについてもぜひ事業として取り入れて、予算化いただきたいと思います。

もう1点、福祉タクシー券についてですが、最近、この福祉タクシー券の使い勝手が非常に悪いです。細かくはここでは言いませんが、1番改善していただきたい点は、何年か前にタクシー券の受給者から課税対象者が外れるといったことがありました。課税か非課税かで受給の対象を決めるということは問題ではないかと思います。いろいろな場面で、課税か非課税かによって対象が変わると思うのですが、福祉施策についてその部分で決めてしまうのはとても危険ではないかと思います。

視覚障害者の場合は、仮に仕事をしている人であっても移動の場面で危険を伴っておりますので、タクシーでの移動は不可欠なものとなっておりますので、課税か非課税かというよりは、どういった人に需給が必要かということをもまず第一に予算の割り振りを考えていただければと思います。

あと、先ほどグループホームも増えつつあるというお話でしたけども、グループホームの中で視覚障害者専用のグループホームについてもぜひ検討していただければと思います。

(事務局)

障害支援課地域生活支援係です。

今いただいたご意見のうち、地域生活支援事業における代読代筆関係のことと福祉タクシー券についてご意見をいただきました。

いずれも令和4年度の予算には反映されていませんが、改めてご意見をいただきながら、今後検討していきたいと思います。

障害支援課審査指定係です。

視覚障害者向けのグループホームの件について説明いたします。審査指定係において、視覚障害者のグループホームも含めまして、ご相談がありましたら、丁寧に説明できるように努めてまいります。現在のところ、視覚障害者専用のグループホームを作りたいというようなお声かけはあまりありませんが、今後具体的なご相談がありましたら、指定のご相談の中で伺ってまいりたいと思います。

【会議後の所管課回答】

(障害支援課)

同行援護従業者養成研修につきましては、現在、埼玉県で研修が実施されており、その中で必要な知識や技術の習得が可能であると考えております。

本市としての事業化については、今後も引き続き他自治体の状況等を参考に調査・研究して参ります。

(松永委員長)

では、黒澤委員お願いいたします。

(黒澤委員)

2点伺いたいことがございまして、市役所DXの推進で、拠点公民館のWi-Fiの整備とありますが、公民館だけなのでしょうか。今後ほかの公共施設には波及しないということでしょうか。

もう1つですが、22ページの福祉まるごと相談窓口の予算について、今年、岩槻区と中央区と、何区か6月から始めるというチラシを見た気がするのですが、これに伴って、去年より今年の方が予算が減らされているということは何か理由があるのでしょうか。高齢化社会に向けて、本人も保護者も高齢になっていて、障害もあってというように、家族ぐるみで福祉や、高齢介護をコラボして対応していく事例が増えてくるかなと期待していたのですが、予算がかなり減っていることの原因を教えてくださいと思います。

(事務局)

先ほどの2点についてですが、事務局に所管課がおらず、資料を持ち合わせていないため、改めて詳細を確認させていただきたいと思います。

【会議後の所管課回答】

(生活福祉課)

福祉まるごと相談窓口に関する予算につきましては、職員課へ移管する会計年度任用職員に係る人件費を含めておりませんので、減額となっておりますが、予算そのものは以下のとおり増額しております。

会計年度任用職員に係る人件費を含めた場合

令和4年度：103,024千円

令和3年度：77,791千円

(生涯学習総合センター)

地域の身近な学びの拠点として、公民館へのWi-Fi環境整備は必要なものと認識しております。令和4年度は、まずは各区の拠点公民館にWi-Fi環境を整備し、利用状況や利用者のご意見を聞き、今後の整備について検討してまいります。

(デジタル改革推進部)

コミュニティ施設等は公民館DX推進事業に該当していませんが、コミュニティ施設等含む公共施設についても、改修や修繕等のタイミングに合わせて、Wi-Fi整備について検討してまいります。

(松永委員長)

小山委員お願いします。

(小山委員)

精神障害者連絡会の小山です。

41ページの心身障害者医療費がありますが、身体障害1～3級、精神障害1級の医療費の助成に関する話ですが、令和2年度の身体障害1～3級と精神障害1級の件数と費用について伺いたいのですがいかがでしょうか。

(事務局)

こちらにつきましても改めて詳細を確認させていただきたいと思います。
こちらは件数と費用についての回答でよろしいでしょうか。

(小山委員)

はい。もしくは割合でも結構です。

(事務局)

では、どのような数字を持っているかこちらでは定かではないので、所管に伺った内容を伝えまして、出来る限りの数字を確認したいと思います。

【会議後の所管課回答】

(年金医療課)

令和2年度の各障害種別ごとの医療費支給件数と、金額については次のとおりです。

身体障害：482,267件 2,635,144,755円

知的障害：65,432件 253,997,790円

精神障害：26,609件 112,835,847円

(松永委員長)

他にご意見、ご質問ありますでしょうか。
相浦委員お願いいたします。

(相浦委員)

今回用意していただいた資料は、障害福祉関係の抜粋版と思うのですが、今回の予算というよりは、今後に向けて意見を述べさせていただきたいと思います。

今回の4本の柱のなかにも、コロナウイルスの感染症に対する対策とともに、自然災害への対策が掲げられていて、所管課は危機管理部になるかと思うので、今回の抜粋版には載っていないと思うのですが、言い方を変えると、私たち障害福祉関係の分野で災害に対して対策をお願いしたいといった時に、所管課が違うといったように、なかなか予算に反映が難しいといった課題もあるのかと思います。コロナと同様に、令和元年度の台風19号では市内に相当の被害がありましたし、私たちの福祉施設でも2度目3度目が来た時にどうしようかということは地域でもしきりに話題になっています。

今後、障害福祉関係プロパーでの災害対策を予算立てさせられるのか、皆さんの意見を頂戴しながら前向きに進められれば良いと考えています。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。

所管もありますので、いただいたご意見について共有をしていきたいと思います。自然災害という大きなテーマになりますので、改めて調査研究していくことになるかと思っています。

(松永委員長)

自然災害への対応につきましては市役所だけでなく、実際的な業務についてはご存知のように社会福祉協議会が担っている部分も多いです。ですので、社会福祉協議会の具体案も確認しないと相浦委員へのご回答にはならないと思います。

もう1点、埼玉県庁がDMATを推進していることと思います。福祉専門職と医療職が揃って災害に対応するという形ですが、それも情報としてあわせて知っておいたほうが良いと思います。

では、進めさせていただきます。庄司委員どうぞ。

(庄司委員)

先程の遅塚委員の質問と重複しますが、23ページの48番ですが、予算が大幅に減っていることについて、事務局から人件費の着け替えで減っていて、実態は変わっていないというお答えを不思議な感じで聞いておりました。障害者総合支援センターで就労の支援を行っておりますが、実は県の産業労働部の方で各地のセンターに登録している障害者の数を毎月出してもらっています。その数と人口で比較すると、さいたま市は、私が担当している上尾や桶川、鴻巣あたりと比べて半分くらいの障害者の数しか登録がないです。人口が多いので、センターも大変だと思いますが、労力が足りていないのかなと勝手にですが感じています。

それと、政令指定都市なので、障害者就業・生活支援センターと同じ役割をしているというように国は見ていると思うのですが、支援の内容を比べますとどこまでできているのかと疑問に思います。例えば、社会福祉士ですとか精神保健福祉士、訪問型職場適応援助者を揃えて、支援内容を連携してやられていると思うのですが、さいたま市のセンターがどのくらいやれているのかということを考えると、人件費を含めた予算を今後どうしていくべきかと考えます。

就労したいという障害者が今後ますます増えてくると思います。障害者のことを1番に考えて、検討いただければと思います。これは意見です。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。ご意見として承りたいと思います。

他にございますでしょうか。

よろしければ、その他 令和4年度予算の概要については以上とさせていただきます。

書面参加委員からの意見

(片山委員)

・精神障害者数の数値は、さいたま市も全国と同様の伸び率で、年々増加している。

資料を拝見したが、特に精神障害者に関する一次予防的（市民に対する精神疾患を発症しないための予

防対策) なことに関する予算がなかった。対象は広く、一般市民となるが、精神疾患・精神障害は生まれつきではなく、後天性に発症すること、今や4人に1人が発症している状況を踏まえると、身近な病気でその発症を防ぐために生活習慣病予防的に、精神疾患・精神障害発症予防に関する支援が必要ではないかと考えている。

長期的な予防活動が必要になるが、例えば発症予防という観点からは、一つに早期発見早期受診が言われている。イギリスでは学齢期の子どもたちに精神疾患の周知をした地域と、周知していない地域では30年後の発症率に変化が認められている。精神疾患とは何か、その時どうしたらよいか、どう声掛けをしたらよいのかなどについて知ることで、自身も身近な友人や家族への対応ができるのではないかと。これらはヤングケアラーも精神障害家族の介護や将来精神疾患発症をすることが懸念されるため、さいたま市としてもすでに検討しているかもしれないが、予算として検討していただきたい。

(渡邊委員)

・グループホーム整備促進事業費が半分以下に下がったのはなぜか。実績が伸びなかったということなのか。

(事務局)

・令和2年度は新築1施設、回収1施設であったが、令和3年度は改修2施設のため、予算額が下がっている。

(山田委員)

・新規の総合振興計画実施計画事業として、「ケアラー・ヤングケアラー啓発事業」が立ち上がったことは素晴らしいことだと思う。

(松永委員長)

それでは決められた議題については以上となりますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(事務局)

はい、事務局でございます。

本日は、長時間にわたり、ご審議いただき誠にありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては、今年度、本市の障害者施策の推進にご協力いただきましたことに、改めて御礼申し上げます。

任期につきましては、令和5年3月31日まで継続となりますので、人事異動等変更が生じた場合につきましては事務局までご連絡ください。

なお、本日、ご説明いたしましたとおり、次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査に係るワーキンググループは、令和4年の5月ごろを予定しております。また、次回の障害者政策委員会の開催は、令和4年7月頃を予定しております。

会場や議題について詳細が決まりましたら改めてご連絡させていただきますので、ご協力よろしくお願いたします。

(松永委員長)

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、「第3回さいたま市障害者政策委員会」を閉会とさせていただきます。
委員の皆様には、会の進行にご協力いただき、ありがとうございました。